

別記様式

随 意 契 約 結 果 書

件 名 及 び 数 量	令和3年度鏡水水溜屋原B遺跡第2次発掘調査業務
契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 高森 治 沖縄県那覇市港町2丁目8番14号
契 約 締 結 日	令和3年7月6日
契約の相手方の氏名 及 び 住 所	那覇市長 城間 幹子 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
契 約 金 額 (消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 含 む)	48, 433, 000円(税込み)
予 定 価 格 (消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 含 む)	48, 433, 000円(税込み)
随意契約によること と し た 理 由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名：令和3年度鏡水水溜屋原B遺跡第2次発掘調査業務
2. 履 行 場 所：沖縄県那覇市鏡水地内
3. 契約の相手方：那覇市長 城間 幹子
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
電話番号：098-867-0111 那覇市役所（代表）
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由
 - (1) 目的・内容：
本業務は、那覇空港自動車道「小禄道路」建設工事に先立ち、計画敷地に係る部分の発掘調査を行う業務である。
 - (2) 理由
「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（昭和46年11月1日建設省道一発第93号道路局国道第一課長から各地方建設局道路課長、北海道開発局建設部長あて通知）」より、「発掘調査の実施は、原則として当該教育委員会に委託して行うこと。」とあることから那覇市と契約を結ぶ必要がある。
よって、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。